

所管部課		行政管理部 課税課		部長	矢吹 勇一	
件名		東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和8年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正により、軽自動車税の環境性能割が廃止され、従来の種別割が「軽自動車税」に変更されることから、規則中の文言整理を行うものである。</p> <p>また、令和8年3月31日をもって清原市民センターにおける収納業務が終了することから、様式中に規定する収納場所等に関する記載を修正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備 ・清原市民センターの収納業務終了に伴う様式の整備 <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和8年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律 公布 総務課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>						